



◆ 10月『土地月間』です。【企画政策係】

国土交通省においては、毎年10月1日を『土地の日』、10月を『土地月間』と定め、土地の基本理念や土地対策の重要性について、国民の関心を高め、その理解を深めることを目的として、普及、啓発活動を実施しております。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんもぜひ土地の有効利用について考えてみませんか。

～国土利用計画法の届出制度～

一定面積以上の土地の取引をしたときは、権利取得者（売買の場合は買主）は、土地の利用目的等を記入した県知事あての届出書を、土地の所在する市町村役場へ提出する必要があります。

■届出が必要な取引

※一定面積以上の一団の土地について、土地に関する権利を移転、または設定する土地売買等の契約（売買契約、売買予約契約、権利金を伴う賃貸借契約、交換契約等）

■一定面積

※都市計画区域内は5,000㎡以上 都市計画区域外は10,000㎡以上

■届出の期限

※契約を締結した日から起算して2週間以内

◆平成 24 年度提案公募型事業を追加募集 【企画政策係】

町では、住民活動団体や自治公民館などの様々な団体が連携・協力して実施する『住民主体のまちづくり』を進めることを目的に、提案公募型事業を追加で募集します。

【対象事業】

住民活動団体や自治公民館などが、連携・協力して実施する自らの創意工夫による社会貢献や地域活性化につながる創意的な事業であれば、分野やテーマは問いません。ただし、地域で既に定着している事業は対象となりません。

【応募資格】

活動拠点が町内にあるボランティア団体やNPO法人などの住民活動団体、自治公民館などの自治組織が応募できますが、応募する事業は、複数の団体等が連携・協力して実施することが要件となりますので、単体の団体、組織のみが実施する事業は対象となりません。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の80%以内の額で予算の範囲内とします。（予算額20万円）

【応募方法等】

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて応募してください。なお、事業の詳細については、提案公募型募集要項をご覧ください。

募集要項及び申請書は役場企画調整課及び支所に設置してあります。また、町のホームページからダウンロードすることもできます。

【募集期間】平成24年10月15日（月）～平成24年11月2日（金）

【受付窓口】役場企画調整課企画政策係



もちろん！ふれあいフェスタの日  
先着で野菜の無料配布もあるよねー



11月23日は、  
何の日でしょう？

